

郵送による宅建業免許変更届のご案内

大阪府知事に係る宅建業免許変更届の郵送による受付を行っています。
また、受付窓口での変更届の受付も行っていきます。

【郵送による受付可能な変更届】

■免許証の書換えがある場合

- ※ 「書換え交付申請書」「500円の手数料納付がわかるもの」「免許証原本」を同封
- ※ 手数料納付方法については、当課ホームページで、ご確認ください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/takuchitatemonotorih/hennkousinnseinihitu.html>)

- ①商号又は名称の変更
- ②法人の代表役員の変更
- ③主たる事務所の移転・住居表示の変更
- ④法人の代表役員の氏名の変更

■免許証の書換えがない場合

- ⑤法人の役員就任・退任（②の場合を除く）
- ⑥政令で定める使用人の変更
- ⑦専任の宅地建物取引士の変更・増員・減員
- ⑧従たる事務所の移転・住居表示の変更
- ⑨従たる事務所の新設・廃止・名称の変更
- ⑩法人の役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士の氏名変更（④の場合を除く）

【提出する書類等について】

1 各変更内容に応じた変更届等提出書類一式（正本1部、副本1部）

- ※ 詳細は、当課ホームページで、ご確認ください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/takuchitatemonotorih/hennkousinnseinihitu.html>)

2 変更届郵送チェックリスト

- ※ 必要な個所すべてに記入してください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2484/00029438/checklisthenkou.pdf>)

3 返信用封筒（郵便基本料金+簡易書留料金分）の切手を貼付したもの）

- ※ 返信用封筒は、変更届副本（受付印を押印したもの）や宅地建物取引業者免許証（免許証の書換え交付申請を伴う場合）を返送させていただくのに使用いたします。
- ※ 返信用封筒は、変更届副本や免許証が入る大きさの封筒をご同封ください。
なお、郵送時の免許証の折れ曲がり防止のため、クリアファイル等を同封することをおすすめします。

※ 返信用封筒には、返送先の住所・宛名を記入の上、副本返送にかかる**郵便基本料金**(副本+免許証+クリアファイル等の重量により異なります)に**簡易書留料金分**の切手を貼付してください。

定型又は定型外郵便物の基本料金及び簡易書留料金は、最寄りの郵便局又はこちらで確認してください。

(<http://www.post.japanpost.jp/fee/simulator/kokunai/index.html>)

4 代理人委任状 (代理人による届出の場合に必要です。)

【提出にあたっての注意事項】

注1) 郵送による提出は、必ず簡易書留でお送りください。

定型又は定型外郵便物の基本料金は、最寄りの郵便局又はこちらで確認してください。

(<http://www.post.japanpost.jp/fee/simulator/kokunai/index.html>)

郵送による届出に必要な切手代は、基本料金に、簡易書留料金を加算した金額になります。

注2) 代理人による届出の場合は、変更届等表紙に代理人の氏名・電話番号(平日の昼間に連絡可能なこと)を必ず記載してください。

【変更届の提出先】

<簡易書留による郵送>

郵便番号 559-8555

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎内

あて先 大阪府 建築振興課 宅建業免許申請受付窓口

大阪府行政書士会 宛

※ 郵送につきましては、必ず簡易書留でお送りください。

【受付後の処理】

郵送による変更届の受付後は提出書類のチェックを行った上で、以下のとおり手続を進めます。

■ 免許証の書換えがない場合

・同封された返信用封筒により、届出副本を郵送します。

■ 免許証の書換えがある場合

・同封された返信用封筒により、届出副本及び免許証を郵送します。

【不備または不足がある場合】

- 提出書類に不備又は不足がある場合（返信用封筒の未添付、返信用封筒貼付の切手不足を含む）は、届出者又は代理人に連絡します。不足事項等が解消された後、届出副本、免許証をお送りします。（※軽微な不備については、職権修正します）

【変更届の郵送等に関するお問合せ先】

大阪府咲洲庁舎内 宅建業免許申請受付窓口

電話番号：06-6210-9733 又は 06-6941-0351(代表) 内線 3085・3088

◆ 宅建業保証協会会員のみなさまへ

変更届を行った場合、変更届の副本（写）を保証協会に提出する必要がありますので、両協会会員のみなさまは、必ず副本（写）を保証協会へ提出していただきますようお願いいたします。

宅建業免許変更届受付の流れ（簡易書留による郵送の場合）

